

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第233回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、久谷地区の平岡委員と浮穴地区の阿部委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、味生地区の関谷推進委員と堀江地区の井上徹郎推進委員に御出席を願っています。よろしくお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号の9件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第1号を御報告いたします。 5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。離作補償は無いとしております。 続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。 令和5年3月26日から令和5年4月25日までに専決処理した案件は4条届出が7件、5条届出が27件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第4号を御報告いたします。 1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。離作補償は無いとしております。

	2 番、3 番は関連する案件でございますのであわせて御説明いたします。本件は、中間管理機構を通じ、強化促進法により、令和 3 年 12 月 1 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃借人に売却するとしております。離作補償は無いとしております。 4 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 5 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	恐れ入ります。議案書の訂正をお願いいたします。議案書 8 ページです。番号 2 番の右から 3 列目の譲受理由が経営規模の拡大となっておりますが、正しくは新規農業でございましたので、訂正をお願いします。 それでは、御説明いたします。 お手元に審査基準 1 号から 7 号までを整理した農地法第 3 条調査票がございますので、あわせて御覧ください。 1 番、譲受人は、農地約 53 アールを耕作する農家でございます。この度、譲渡人の経営移譲年金受給のため、譲受人である後継者が申請地を借り受けるものでございます。

	2 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 3 番、譲受人は、農地約 38 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 4 番、譲受人は、農地約 37 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 5 番、譲受人は、農地約 208 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 6 番、譲受人は、農地約 80 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 7 番、譲受人は、農地約 498 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 8 番、譲受人は、新規農業者となる一般法人でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 9 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 10 番、譲受人は、農地約 90 アールを耕作する農家でございます。この度、遺贈により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 11 番、譲受人は、農地約 51 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 12 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 13 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 14 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに
--	--

	農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 15 番、16 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。譲受人は、農地約 33 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 17 番、譲受人は、農地約 10 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 18 番、譲受人は、農地約 93 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 19 番、譲受人は、農地約 175 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を贈与により取得し、農業に精進するものでございます。 20 番、譲受人は、農地約 33 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件が、2 番、8 番、9 番、12 番、13 番、14 番の 6 件であります。 2 番の案件は、所在地が小野地区でありますので、仙波委員から説明をお願いします。
仙波正幸委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました 2 番の案件について、申請人は、高砂町内にお住まいで、この度、小野地区で新規に農業経営を始めるものです。地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 次に、8 番の案件は、所在地が生石地区でありますので、秀野委員から説明をお

	願います。
秀 野 隆 昭 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、生石地区にて新たに農地を使用貸借し、季節野菜を生産し、農地の維持、事業拡大のため、農業を行いたいと申請に至ったものであります。地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	ありがとうございます。 次に、9 番の案件は、所在地が味生地区でありますので、関谷推進委員から説明をお願いします。
関谷治夫推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、山西町にお住まいで、この度、同地区内の農地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。実家での農業経験が 10 年あり、今後は父親や譲渡人からの指導を受けながら営農していくとのことで、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	ありがとうございます。 次に、12 番の案件は、所在地が堀江地区でありますので、井上徹郎推進委員から説明をお願いします。

井上徹郎推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました 12 番の案件について、申請人は、福角町内にお住まいで、この度、同地区内の農地を賃貸借し、新規に農業経営を始めるものです。申請人は、賃貸人の親族であり、今後も賃貸人の指導や支援を受けながら真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 次に、13 番の案件は、所在地が浅海地区でありますので、渡部丈司推進委員から説明をお願いします。
渡部丈司推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、浅海地区の農地を借り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 最後に、14 番の案件は、所在地が正岡地区でありますので、渡部敏久委員から説明をお願いします。
渡部敏久委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、正岡地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も十分に見受けられ、若い方ですが、大変、熱意がありましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	ありがとうございます。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件申請人は、市内和気町に居住しております。この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 2番、本件申請人は、自営業を営んでいますが、近隣関係者等からの申し出や、申請人自身の収入の安定を目指し、申請地を貸露天駐車場として利用したいとして申請に及んだものです。現段階で約20台の利用申込みがあり、大規模な住宅団地に近接しているため、今後も利用者の増加が見込めるとのことです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 3番、本件受人は、久米窪田町に居住しておりますが、家族がそれぞれ車を所有するようになり、自宅敷地内での駐車や転回などに苦慮しています。そこで、自宅

	に近接する本申請地を露天駐車場として利用したいと本申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 1 番と 2 番の案件は、1,000 平米を超える案件であります。 1 番の案件は、所在地が五明地区でありますので、清水委員から説明をお願いします。
清水憲治委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件申請人は、農業兼会社役員ですが、安定した収入を確保するために売電事業への取り組みを検討していたところ、申請地が事業用地として適地であったことから、本申請に及んだもので、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 2 番の案件は、所在地が小野地区でありますので、仙波委員から説明をお願いします。
仙波正幸委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、自営業を営んでいますが、相続により取得した農地の有効利用を図るため、以前から駐車場としての要望があった当該農地について、貸露天駐車場として転用申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしま

寺井克之会長	した。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第7号「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、平井町に事務所を置き、建築工事業を営む法人でございます。現在、事業用車両及び社員駐車場が無いため、やむなく来客用の駐車スペースを利用していますが、事業に支障をきたしています。また、必要な土置場や砂利置場を確保できていない状況です。この度、申請地を露天駐車場兼露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 2番、本件受人は、土木工事や建築工事を行う法人でございます。現在、平井町に露天車両置場を設置し、重機車の帰還場所としていますが、新規購入した重機などもあり、手狭となってきています。そこで、本申請地を転用して、露天車両置場を拡張したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が

	連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。 3 番、本件受人は、辻町にて、機械工具・鋼材卸売業を営む法人でございます。この度、J R 松山駅付近連続立体交差事業のため、土地収用事業の対象となりました。そこで、代替地として、申請地に倉庫兼事務所を建築し、事業を継続したいとして申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。なお、本件は、申請面積が 3,000 平米を超える案件ですので、今月 23 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 3 番の案件は、1,000 平米を超える案件で、所在地が余土地区でありますので、池田功委員から説明をお願いいたします。
池田功委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、機械工具・鋼材卸売業を営む法人です。この度、J R 松山駅付近連続立体交差事業に伴う土地収用事業の対象となったため、代替地として、本申請地に倉庫兼事務所を建築したいと、本申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 事務局並びに地元委員の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。

寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。なお、3番は3,000平米を超える案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第8号、「令和5年度 第2号農用地利用集積計画」について議題とします。 御審議をいただく前に、お願いがございます。本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 本日の案件40件の内、使用貸借権の設定は80筆、賃借権が23筆、所有権移転が11筆で、設定総面積は8万5,075.33平米です。 その内訳は、新規が3筆、更新が100筆、売買が11筆となっています。 番号32、番号34の譲受人は、約122アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに賃貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号35の譲受人は、約35アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号36の譲受人は、約112アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号37の譲受人は、約188アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号38の譲受人は、約182アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、

	経営規模を拡大するとしています。 番号 39 の譲受人は、約 217 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 40 の譲受人は、約 163 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和 5 年 5 月 17 日となっております。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 9 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和 5 年 3 月 26 日～令和 5 年 4 月 25 日までに専決処理した案件は 27 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。

寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案9件の審議は、全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いいたします。
住田英俊主幹	事務局からです。 先般、4月30日に委員改選に伴う応募の受付が終了しました。委員の皆様におかれましては、各ブロックで御調整をいただき、ありがとうございました。応募状況ですが、農業委員には32名の方が応募されており、推進委員には33名の方が応募されております。なお、応募状況の最終報告については、5月中旬以降にホームページに掲載できるよう現在作業を行っております。今後の予定ですが、5月下旬に開催します評価委員会にて応募者の審査を行った後、6月議会に上程して、7月20日の任命に向けて事務を進めてまいります。 それでは、次回の総会の日程ですが、全体総会となります第234回総会は、先に皆様にご案内しておりますように、5月29日月曜日 午後2時30分から本庁11階大会議室で開催いたしますので、御出席のほどよろしく申し上げます。なお、出欠については5月15日月曜日までに事務局まで御報告をお願いします。次に、通常総会となります第235回総会については、6月9日 金曜日 午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。 連絡事項は、以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして、本日の第233回総会を閉会します。

渡 部 純 三 局 長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 10 時 59 分閉会